

# 1. 令和7年度の取組等について

# 令和7年度の取組等について

## ◆ 県市町村GX推進会議・実務者会議の状況

令和7年度は**県市町村GX推進会議（5月23日）**のほか、**実務者会議（全4回）**を開催。以下の4つを主なテーマとして情報共有や意見交換を実施した。

### ① 地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

- 実行計画（区域施策編）策定に対する取組意識の醸成、**補助事業実施**により市町村の計画策定を促進

### ② 環境と経済の好循環の創出について

- 地域に裨益する再エネ促進に向け、本県において有効な手法を検討
- 先行事例（再エネ導入施策、J-クレジット活用等）の共有

### ③ 県と市町村の施策連携について

- 県・市町村が役割分担をしながら脱炭素化に向けた支援を実施
- 「いわてわんこ節電所」を活用した情報共有等により、**県と市町村が連携して県全体の脱炭素化を促進**

### ④ 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

- **温室効果ガス削減目標の達成に向けた施策の追加等**を実施

# 令和7年度の取組等について

## ◆地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定数は、23市町村（R7.3）⇒29市町村（R8.3）に増加  
 ※赤字の市町は県の補助を活用

市町村
(~R7.3)
①盛岡市、②八幡平市、③紫波町、④久慈市、 ⑤大船渡市、⑥九戸村、⑦一関市、⑧滝沢市、 ⑨釜石市、⑩一戸町、⑪田野畑村、⑫宮古市、 ⑬花巻市、⑭葛巻町、⑮普代村、⑯軽米町、 ⑰遠野市、⑱金ヶ崎町、⑲洋野町、⑳雫石町、 ㉑陸前高田市、㉒矢巾町、㉓岩泉町

6市町  
増加  
➡

市町村	策定年月	削減目標
①～⑳と同左		
㉔山田町	R8.2	▲46%
㉕北上市	R8.3	▲46%
㉖二戸市	R8.3	▲58%
㉗岩手町	R8.3	▲70%
㉘西和賀町	R8.3	▲338% (ネット方式)
㉙住田町	R8.3	マイナスカーボンの達成

## 2. 令和8年度の県の取組等について

# 令和 8 年度の県の取組等について

令和 8 年度の県の市町村向け支援策及び市町村との連携取組等は以下のとおり。

## ①地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

- 計画策定事業費補助（促進区域設定を含む）の実施、策定状況の共有等

## ②地域共生型再エネ導入の促進について

- 地域裨益協定の手引きの活用等による**地域共生型再エネ導入促進の検討**
- 先行事例（再エネ導入施策等）の共有

## ③県と市町村の施策連携について

- 県・市町村が連携した**事業者・家庭向け脱炭素化支援**
- 市町村における**地域課題解決に向けた具体的な取組等の検討**（実務者会議の実施等）

# 令和8年度の県の取組等について

## ◆地方公共団体実行計画（区域施策編・促進区域）策定支援





地方公共団体実行計画（区域施策編・促進区域）策定等に活用可能な県と国の補助事業は、次のとおり。

名称	内容
1. 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助（県）	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象等：区域施策編等策定（促進区域の設定を含む）に係る委託費</li><li>・補助額：補助対象経費の2/3（上限4,000千円）</li></ul> ※令和8年度の公募は〆切済（5月22日）
2. 自立・分散型エネルギーシステム設計等支援事業費補助（県）	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象等：自立・分散型エネルギー供給システムの導入計画策定及び住民等への普及啓発に係る経費</li><li>・補助額：補助対象事業の実施に必要な額（上限5,000千円）</li></ul> ※令和8年度の公募は〆切済（5月20日）
3. 地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業（環境省）	<ul style="list-style-type: none"><li>・補助対象等：風力発電に係る促進区域設定に向けたゾーニング等に要する費用</li><li>・補助額：補助対象経費の3/4（上限25,000千円）</li></ul> ※令和7年度補正予算に基づく公募は〆切済（4月30日）

## ◆地方公共団体実行計画（区域施策編・促進区域）策定支援：促進区域の設定

促進区域を設定することで、**地元関係者との合意形成・地域環境や地域資源の保全・地域社会や経済への貢献・環境保全への意思表示**等、多方面に渡るメリットを享受しながら再エネ導入を促進することができる。

### 特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成	地域環境・地域資源の保全	地域社会・経済への貢献	環境保全の意思表示
<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 適切に設定された区域への再エネ事業の呼び込み（<b>適地誘導</b>）は、<b>地域での合意形成</b>に大きく貢献。<b>トラブルの未然防止</b>に。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ <b>環境に配慮した立地誘導</b>を促進し、<b>環境破壊を回避</b>。</li> <li>□ <b>環境配慮要件を事業者に求めることができ</b>、<b>環境共生型事業を実現</b>。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 地域貢献要件の設定により、事業者に対して<b>地元雇用や災害時対応等</b>、<b>地域貢献策を求めることが可能</b>。</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として<b>アピールすることが可能</b>。</li> </ul> 

### 特に事業者への利点

#### ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による**一括手続に代替され、簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法、**国土現況法（R7.4.1～）**



#### 環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



#### 事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



#### 農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、**農山漁村再エネ法に基づく各種特例の適用が可能**。

酪肉振興法  
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法  
海岸保全区域における施設の新設等

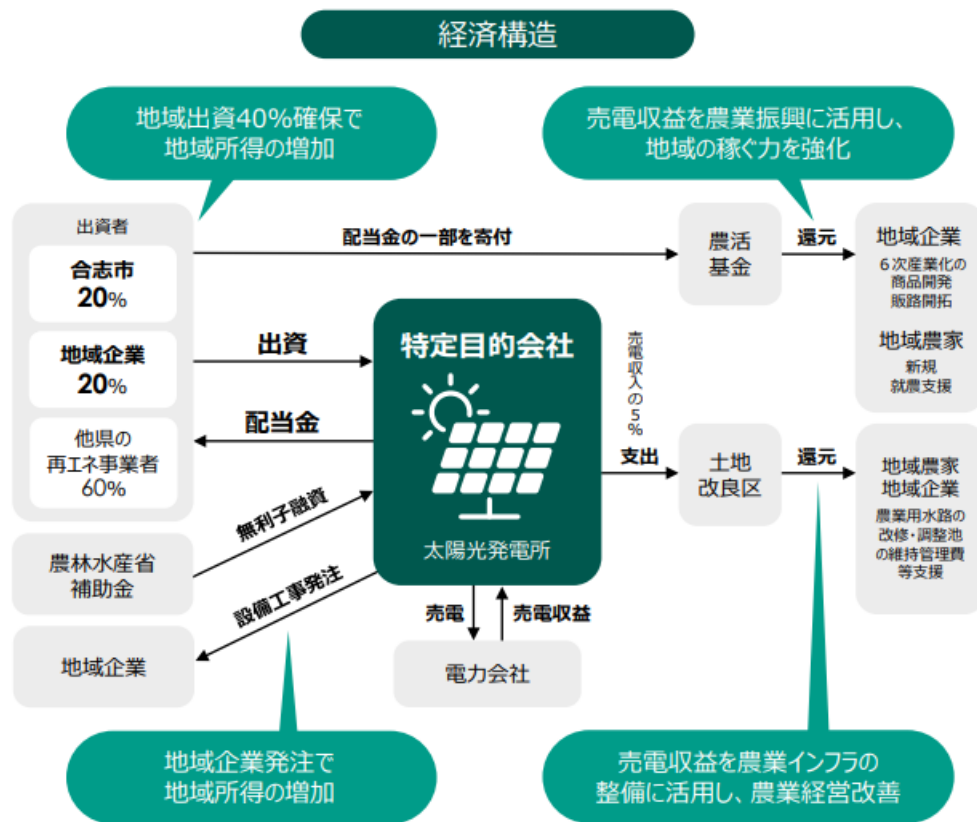
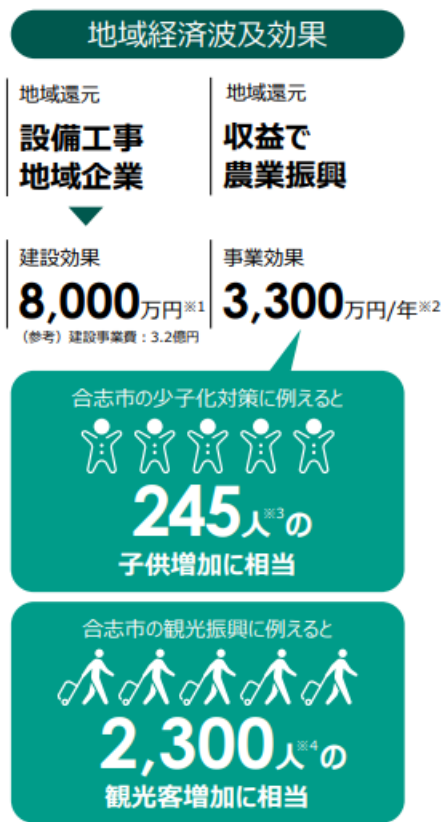
漁港漁場整備法  
漁港区域内での工作物の建設等 **など**

# 令和8年度の県の取組等について

## ◆地域共生型再エネの促進について

地域共生型再エネ事業の実現には、適切なエリアの選定に加えて、地域の所有、地域の意思決定、地域への裨益（雇用や産業の創出、災害時の電力供給など）が行われていることが重要

### ○地域共生型再エネ導入の事例（熊本県合志市）



## ◆地域共生型再エネの促進について：地域裨益協定の手引き

地域脱炭素と地域経済循環の取組を後押しし、持続可能で豊かな地域社会の実現を図るため、「再生可能性エネルギー発電事業に係る地域裨益協定の手引き」を令和5年度に作成

### 協定の規定内容

#### (1) エネルギーの地域内循環

地域裨益協定の締結により、**再生可能エネルギーの地域内循環**を図ることが望ましく、サプライチェーン全体での脱炭素化が志向される中、地域の産業集積にもつながることが期待。

#### (2) 売電収入等の地域還元

地域裨益協定に(1)を規定できない場合は、**売電収入の一部の地元市町村への寄附等**を規定することが考えられ、当該財源の用途は地元住民の理解を得られるものとなることが重要。

#### (3) 周辺環境の保全

地域裨益協定には、土砂の流出防止や残置森林の適正処理、さらには**将来の解体処理を見据えた資産除去責務の計上**、積立金の適正管理なども必要に応じて規定することが重要。

#### (4) その他

地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）を活用して、**地域裨益協定締結企業への軽課**などを市町村の条例で規定することが可能であり、該当する場合はその旨を協定に明記。

# 令和8年度の県の取組等について

## ◆県と市町村の施策連携について

県と市町村が連携し、事業者・家庭向けの脱炭素化支援を実施している。  
また、支援施策のほか、情報・啓発施策（環境イベント等）の実施情報も共有し、**県全体の脱炭素化を促進**する。

（参考：令和7年度における支援施策）

	産業向け	家庭向け
県	<ul style="list-style-type: none"><li>・省エネルギー対策事業費補助</li><li>・EV等導入事業費補助</li><li>・EV等普及促進事業費補助</li><li>・再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金</li><li>・自家消費型太陽光発電設備設置事業</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・省エネルギー住宅建設推進事業費補助金</li><li>・住みたい岩手の家づくり促進事業</li><li>・木づかい住宅普及促進事業</li></ul>
市町村	<ul style="list-style-type: none"><li>・排出量可視化サービス利用費等</li><li>・省エネ設備導入・更新等（空調機器、給湯機器、照明機器）</li><li>・EV、PHEV、HV等導入支援、充放電設備導入促進</li><li>・太陽光発電設備導入支援、蓄電設備導入支援</li><li>・ペレットストーブ、薪ストーブ等導入支援</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・省エネ診断の受診</li><li>・省エネ設備導入・更新等（空調機器、給湯機器、換気設備、照明機器）</li><li>・住宅改修等支援（ZEH水準、断熱リフォーム等）</li><li>・EV、PHEV、HV等導入支援、充放電設備導入促進</li><li>・太陽光発電設備導入支援、蓄電設備導入支援</li><li>・ペレットストーブ、薪ストーブ等導入支援</li><li>・環境学習事業の実施</li></ul>